

佐中広認第14号
令和2年4月20日

各申請代行業所 御中

佐賀中部広域連合
認定審査課長 野方 敏英
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、本広域連合における介護保険事業に御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省からの通知により取り扱ってきたところですが、今般、全国に緊急事態宣言が発令されたことにより、本広域連合において、下記のとおり取り扱いますので、よろしく願いいたします。

なお、この取扱いは、状況等の変化に伴い、随時更新する場合があります。

記

1. 要介護認定の臨時的な取扱いの基本的考え方

申請の種類にかかわらず、通常どおり、申請書の提出は必要です。

ただし、基本的な取扱いについては、以下のとおりとなりますので、認定結果が出るまでに時間を要することがあります。

(1)新規申請、変更申請

施設や病院等において入所者等との面会禁止の措置により認定調査が困難な場合は、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施します。

(2)更新申請

以下の理由により認定有効期間満了日までに認定調査を実施することが出来なかった場合は、認定有効期間を12ヶ月延長します。延長の手続きが終わり次第、被保険者証を新たに発行します。

なお、この取扱いについては、臨時的措置であるため、面会を中止しているなどの書類等の提出は求めず、事実確認がとれれば適用します。

i) 介護保険施設や病院等が面会禁止等の措置を講じることにより、認定調査が実施で

きない場合

- ii) 調査対象である被保険者やご家族が、感染を危惧し、認定調査を拒否される場合
- iii) 立会人が県外在住のため、感染防止の観点から立ち合いを求めることが適当でない
と判断した場合
- iv) 認知症等の方で家族等の立会人がいないことにより状況の把握が難しいと判断し
た場合
- v) その他感染拡大防止の観点により調査が出来ない場合

2. 緊急事態宣言を受けての取扱い（4月17日～5月6日）

期間中は、基本的取扱いを踏まえたうえで、以下のとおり特例措置を講じます。

(1)要介護・要支援認定申請書の受付 ※ケアプランのための情報開示についても同様

①窓口

書類等のチェックを簡潔に行い、出来るだけ短時間でを行うようにします。

②郵送

域内の申請代行者についても、郵送による提出が出来ることとします。

申請書及び被保険者証に加え、資格者証の返信用封筒を同封して郵送してください。
また、情報開示についても返信用封筒を同封してください。

※認定申請書の申請日は、本広域連合に届いた日付となります。

(2)認定調査

本広域連合の職員による認定調査については、この期間、感染拡大防止の観点から原則認定調査を行いません。そのことにより調査が出来なかった場合などは、国の臨時的取扱いに準じ、以下のとおり対応します。

なお、緊急を要する調査案件については、この限りではありません。

①新規申請・変更申請

緊急事態宣言の解除後（5月7日以降）、認定調査を行います。

②更新申請

i) 認定有効期間が4月末切れの被保険者

認定有効期間を12ヶ月延長します。

ii) 認定有効期間が5月末切れの被保険者

緊急事態宣言の解除後（5月7日以降）、認定調査を行います。

上記の臨時的取扱いに該当する場合は、認定有効期間を12ヶ月延長します。

※調査を委託している事業所（居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び介護施設）におかれましては、基本的に本広域連合の取扱いに準じていただきますようお願いいたします。

佐賀中部広域連合 認定審査課 中島

TEL 40-1132